

きょうしつりようもうしこみしよ
なわてふれあい教室利用申込書

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

し じょう なわて し ちょう
四 條 畷 市 長 あて

〒 _____
じゅうしよ し じょうなわてし
住所 四 條 畷 市
ほごしや しめい
(保護者) 氏名
れんらくさきでんわばんごう _____
連絡先電話番号
れんらくさきめーるあどれす _____
連絡先メールアドレス

なわてふれあい教室^{きょうしつ りよう}を利用したいので、次のとおり^{つぎ}申請^{しんせい}します。

りようきぼう 利用希望 じどうめい 児童名 ※ふりがなを つけてください。	ふりがな し めい 氏 名	せい べつ 性 別 ☐ おとこ 男 ☐ おんな 女	せい ねん がつ び 生 年 月 日 へいせい ねん がつ にち 平成 年 月 日
ざいこう よてい めい 在校(予定)名	れいわ ねん がつげんざい ※令和7年4月現在 しょう がっ こう 小 学 校 ねんせい 年生	りようきぼう 利用希望 きょうしつめい 教室名	しりつしょうがっこうしよぞく ばあい きにゆうふよう ※市立小学校所属の場合は記入不要 ふれあい教室 ^{きょうしつ}
りようきぼうきかん 利用希望期間	れいわ ねん がつ にち から 令和 7年 4月 1日 から れいわ ねん がつ にち 令和 年 月 日 まで	どようび 土曜日の 利用希望	☐ あり ☐ なし
しんせいじどういがい ふ ぼおよ おな せたい しよぞく ひとぜんいん きにゆう 申請児童以外の父母及び同じ世帯に所属している人全員について記入してください。 (父母については ^{ふ ぼ} 単身赴任 ^{たんしんふにんとう} 等の理由 ^{りゆう} により別居 ^{べっきょ} している場合 ^{ばあい} においても記入 ^{きにゆう} が必要です ^{ひつよう})			
か ぞく し めい 家 族 氏 名	じどう 児童と つづきからの 続柄	せいねんがっ び 生年月日	きんむさき がっこう 勤務先/学校
		年 月 日	にっちゅうれんらく 日中連絡のつく でんわばんごう 電話番号
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
あてはまるものすべてに ^{ちえつく} チェックをつけてください(入室 ^{にゅうしつ} の判定 ^{はんてい} に使用 ^{しよう} します)			
☐ ほごしや しゅうろう 保護者の就労 ☐ ほごしや しゅうがく 保護者の就学 ☐ ほごしや しつべい ふしよう 保護者の疾病・負傷 ☐ ほごしや しよう 保護者の障がい			
☐ じどう しよう 児童の障がい ☐ おやかてい ひとり親家庭である			
※ ふ ぼ しんせいりゆう こと ばあい かしょ ちえつく 父母で申請理由が異なる場合は2ヶ所にチェックをし、それぞれ証拠書類 ^{しょうこしるい} を添付 ^{てんぷ} してください。 それぞれ必要な書類 ^{ひつよう しるい} は入室案内 ^{にゅうしつあんない} 2ページ ^{ぺーじ} を参照 ^{さんしよう} してください。裏面 ^{うらめん} に続きます ^{つづ}			

児童の健康・ 発達状態等	☐ 特に気になることはない	
	☐ アレルギーがある	原因物質 () ☐ エピペンを持っている ☐ アナフィラキシーショックを起こしたことがある (いつごろ:)
	☐ 通院・療育・手帳 の状況等、気が かりなことがある → <u>児童状況申立書</u> を 添付してください。	☐ 身体障がい者手帳または療育手帳を受給している ☐ 精神障がい者福祉手帳を持っている (上記に当てはまる場合は <u>手帳の写し</u> を添付してください) ☐ 支援学級に通っている、または通う予定がある ☐ 定期的に医師に掛かっている ☐ 言葉や発達の相談をしている ☐ その他

利用にあたっての注意事項 (兼 同意事項)

- 申請内容 (児童台帳、児童状況申立書) は利用するふれあい教室と共有します。
- 市、教育委員会及びふれあい教室が、小学校その他の関係施設と、児童の様子に関する情報を共有することがあります。
- 申請内容に変更が生じた場合、速やかにお申し出ください。内容が事実と異なる場合、利用許可を取り消すことがあります。
- 利用料、時間外利用料、おやつ代及び教材費は必ず納期限までに納めてください。利用料等を滞納した場合、滞納処分を行います。また、滞納状態が3か月以上にわたる、納付に応じない場合は利用許可を取り消す場合があります。
- ふれあい教室は、お迎え及び土曜日・長期休業期間など朝から開室している時のお送りを必須としています。お迎え及びお送りは、必ず保護者または保護者に代わる大人の人のお願いをしています。例外として、高学年の下校と同時であれば、高学年のきょうだいと一緒に帰ることができます。
- ふれあい教室の利用は、通常で午後6時30分、延長利用を申し込んだ場合は午後7時までです。延長利用を申し込まずに午後6時30分を超えたことが多かった場合、その場で延長利用を申し込んでいただくことがあります。延長利用を申し込んでいても午後7時を過ぎることが多く改善されない場合、利用許可を取り消すことがあります。
- ふれあい教室への車での送迎はできません。
- ふれあい教室を欠席、遅刻、早退するときは、事前にご連絡ください。また、学校休業日 (土曜日・長期休業日など) は、当日の午前9時30分までに必ずご連絡してください。

上記について内容をすべて確認・同意したうえで、ふれあい教室の利用許可を申請します。

保護者 氏名